

II 学生に係る危機への対応

1. 講義室等への不審者侵入

事例：授業を行っている講義室に、突然、手に刃物を持った見慣れない男が大声を上げながら入ってきて暴れ出した。

(1) 初期対応

①状況把握・学生の安全確保

講義室に凶器を持った人間が侵入するなど、危害を加えるおそれがある場合には、担当教員は直ちに講義室内の学生を待避させ、周囲の学生・教職員に大声で危険を知らせます。危機を察知した教職員は、速やかに警察（110番）へ通報するとともに本学の警備員及び当該部局の職員に連絡します。連絡を受けた当該部局の職員は、複数人で現場に急行します。

学生を避難させた後は、警察官が到着するまで不審者には近づかないようにし、やむを得ず対応する場合は、傘や椅子などの身近な物で不審者の行動を抑制しながら複数で取り囲み、警察官の到着を待ちます。

負傷者がいる場合には、直ちに救急車（119番）の出動を要請するとともに、負傷者に応急手当を施します。

②事件の確認等

状況を確認した当該部局の職員は、事件の発生を、上司（事務（部）長等）に連絡するとともに、警察等の現場検証などの場合に備え、現場を立ち入り禁止にするなど現場の保存を行います。

(2) 連絡体制

①連絡系統

事故発生の連絡を受けた当該部局職員は、その内容を事務（部・課）長に報告します。報告を受けた事務（部・課）長は、危機管理員（部局長）及び学生部（教務課）に事件発生の報告をします。報告を受けた学生部長又は教務課長は、被害の状況等を確認し、直ちに学長、理事（教育担当）及び総務企画・コンプライアンス推進室に連絡します。

②連絡調整窓口

事件への対応状況等の全ての情報は、教務課長に集約し、学内の連絡調整窓口として機能します。

③全学の職員・学生への注意喚起

必要に応じて職員・学生に緊急連絡を行い、事案発生の事実を伝え、現場に近づかないように注意を促します。

④警察等への連絡

緊急に警察や消防署へ通報する必要がある場合、各部署は事務局の了承を要しないこととし、事後報告を行います。

⑤被害者等の関係者への連絡

学生に負傷者が発生した場合、負傷者の所属する関係部局を通じて、被害者の家族・関係者に連絡します。

(3) 事案への対処等

①危機管理レベル判定（別表1参照）

学長は、危機管理員、総務企画・コンプライアンス推進室、関係部局長、関係事務局部課長を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対処方針（危機対策本部の設置など）を検討します。

②危機対策本部の設置

学長は、危機管理のレベル等により、事案の対処のため必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

事務は総務部総務課が主管し、関係部課等から学長が指名するものが参画します。

※ 危機対策本部の構成員・指揮命令系統（別表2参照）

(4) 学外対応

①被害者等への対応

被害学生を見舞い、学生やその家族等の関係者に事実を報告し、大学側に過失がある場合には誠意を持って謝罪します。

この場合における見舞い等の対応は、原則として当該学生の所属する部局長等が行うこととしますが、状況に応じて、大学本部と調整を行い対応について検討します。

②学外への公表等

事案の発生について、必要に応じてHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関からの取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。報道機関との連絡調整は広報室長、学外からの問い合わせへの対応は教務課長が行います。

③文部科学省への報告

学生部長又は教務課長は事件の概要を文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

①被害者等への対応

当該部局長等は、負傷した学生やその周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家と連絡を図りながら心のケアを行います。

また、必要に応じて相談窓口を開設して、被害者の対応にあたります。

②職員・学生への周知

役員・部局長等が必要と認めた場合は、事件の経過を記した文書の配布・掲示等を通じて、職員・学生への周知を図ります。

③再発防止策の検討

再発防止策の検討のため、不審者侵入を入り口等で阻止することができなかったか、大学本部と連携を図り、不審者の行動及び関係者の対応を検証します。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>不自然な言動の者が学内を徘徊しているのを見かけた。</p> <p>不審者が、大声を出すなどし、危険な状況である。</p>	<p>不審者の言動により、学生が威嚇されるなどし、危害が発生するおそれがある。</p> <p>不審者が凶器などの不審物を所持しており、凶行に及び恐れがある。</p>	<p>不審者が凶器などを振り回すなど、非常に危険な行動をとっている。</p> <p>不審者が、暴行や凶器を用いて危害を加え、学生が負傷した。</p>
<p>不審者の監視（出来るだけ複数で対応）</p> <p>状況により警察へ通報</p>	<p>不審者の学外への強制退去</p> <p>警察への出動要請</p>	<p>警察への出動要請</p> <p>全学へ危機の通報 （附属学校も含む）</p> <p>被害者の相談窓口を設置</p>
	<p>危機対策本部の設置の検討</p> <p>報道発表の検討</p>	

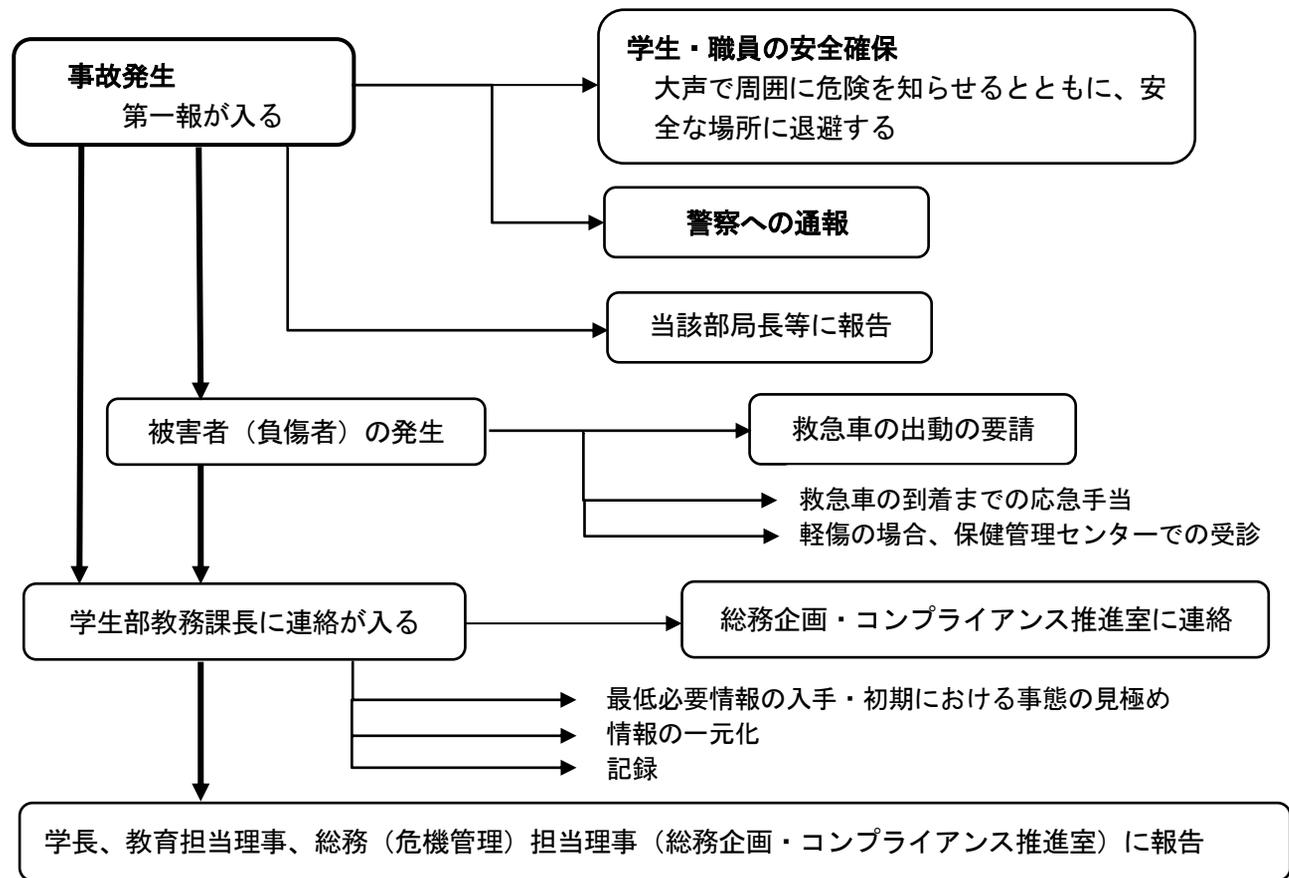
別表 2

不審者侵入時の対応

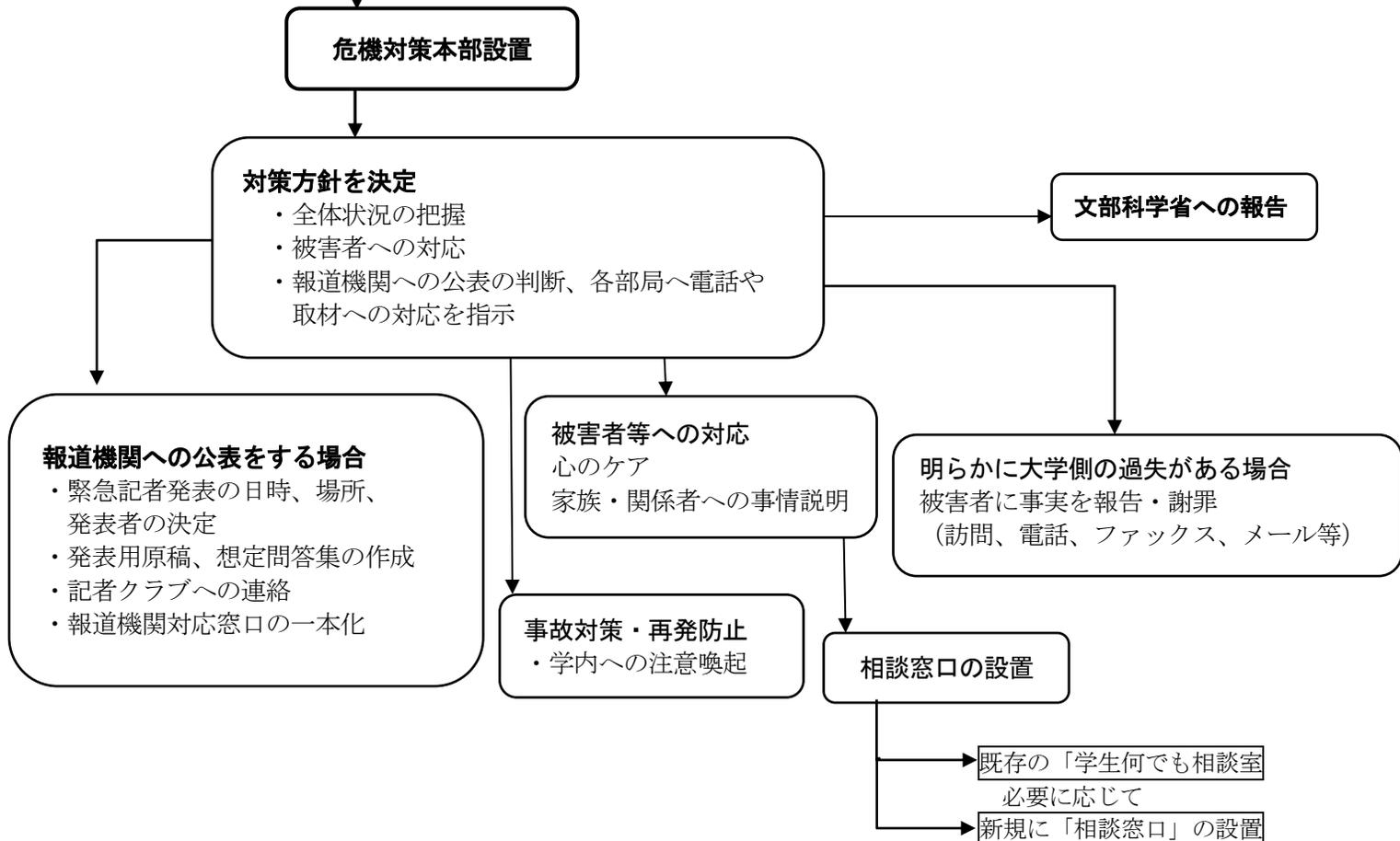
名 称	構 成 員	
危機対策本部	<p>本部長：学長</p> <p>副本部長：理事（教育担当）</p> <p>本部員：理事（総務担当【危機管理担当】）、関係部局長、事務局担当部課長、関係部局事務（部・課）長、その他必要と認められる者</p>	
被害者相談窓口	<p>関係部局事務（部・課）長、産業医、安全衛生管理者</p> <p>その他必要と認められる者</p>	
連絡調整窓口（学内対応）	学生部教務課長	
学外担当窓口	報道機関対応	調整窓口：広報室長 問合せ対応：教務課長
	文部科学省等対応	学生部長又は教務課長

講義室等への不審者侵入時の対応

初期段階



レベル2以上の場合



次の段階

事態が収束後、できる限りの対応をしたのか検証を行い、必要があれば検証結果をふまえて今後の対応に反応させる。

Ⅱ 学生に係る危機への対応

2. 実験中の重大事故

事例：化学実験中に、学生が水素発生装置のゴム管近くでマッチを点火したとき、フラスコが爆発した。

(1) 初期対応

①初期対応

担当教員は、学生の負傷の有無等を確認し、負傷した学生がいた場合は、応急措置を行うとともに、周囲にいる者（教職員・学生）に、保健管理センター及び当該部局の職員に連絡を依頼します。また、負傷の程度により救急車の出動を要請します。その際に担当教員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置について説明し、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かいます。

②学生の安全確保

担当教員等は、火災等の二次災害発生の恐れがないかを確認し、発生のおそれがある場合は、被害の拡大の防止策を講じるとともに、学生の避難の指示を出します。

③事故の状況確認等

連絡を受けた当該部局の職員は、現場に急行し、被害状況を確認した上で、上司（事務（部）長等）に事故の発生を連絡します。担当教員等は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を説明し、医師から負傷の状況、治療内容等を聞き、部長へ連絡します。

(2) 連絡体制等

①連絡系統

事故発生の連絡を受けた当該部局職員は、その内容を事務（部・課）長に報告します。報告を受けた事務（部・課）長は、危機管理員（部局長）及び学生部（教務課）に事件の発生を報告します。報告を受けた学生部長又は教務課長は、被害の状況等を確認し、直ちに学長、理事（教育担当）及び総務企画・コンプライアンス推進室に連絡します。

②連絡調整窓口

事故への対応状況等の全ての情報は、教務課長へ集約し、学内の連絡調整窓口として機能します。

③警察・消防署等への連絡

緊急に警察・消防等へ通報する必要がある場合、事務局の了承を要しなうこととし、事後報告を行います。

④保護者等の関係者への連絡

被害者の所属する関係部署を通じて、保護者等の関係者に事故の状況や本人の状況、搬送先などの事実のみを伝えます。

(3) 事故への対処等

①危機管理レベルの判定（別表1参照）

学長は、危機管理員、総務企画・コンプライアンス推進室、関係部局長、関係事務局課長を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対処方針（危機対策本

Ⅱ 学生に係る危機への対応

2. 実験中の重大事故

部の設置など)を検討します。

②危機対策本部の設置

学長は、危機管理レベル等により、事故の対処のため必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

事務は総務部総務課が主管し、関係部課等から学長が指名する者が参画します。

※構成員(別表2参照)

③調査委員会の設置

事故の状況を踏まえ、必要に応じて調査委員会を設置し、事故の原因や問題点を究明するとともに再発防止のための改善策等を取りまとめます。

※構成員(別表2参照)

④部局等への対応の指示

学長は、被害者や被害者の保護者への対応について、関係部局へ適切な指示を行います。

(4) 学外対応

①被害者等への対応

学生に負傷者が出た場合には、当該学生を見舞い、学生やその家族等の関係者に事実を報告し、大学側に過失がある場合には誠意を持って謝罪します。

この場合において、見舞い等の対応は、原則として当該学生の所属する部局長等が行うこととするが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応について検討します。

②学外への公表等

事故の発生について、必要に応じてHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関等からの取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

報道機関等への対応の連絡調整は広報室長が、外部からの問い合わせへの対応は教務課長が行います。

③文部科学省への報告

学生部長又は教務課長は、事故の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

①被害者等への対応

当該部局長等は、負傷した学生を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、「学生教育研究災害傷害保険」の請求手続き、治療費等について説明を行います。

また、事故に遭遇した他の学生に対して、事故の経過を説明し、混乱を招かないように配慮します。

更に、負傷した学生や周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行います。

また、必要に応じて相談窓口を開設して、被害者の対応にあたります。

②原因の究明と再発防止策の検討

事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、教職員や学生に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行います。さらに、その反省と改善点に基づいて、全教職員の共通理解を図り、事故の再発防止を図ります。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
実験中に小規模の爆発。 負傷者はいない。	実験中に中規模の爆発。 数名の軽傷者が発生しているが、他の学生や建物等への被害が拡大する恐れはない。 保護者、報道機関からの問い合わせが少数である。	実験中に大規模な爆発。 多数の負傷者が発生し、他の建物等への被害が拡大している。 保護者、報道機関からの問い合わせが続いている。
関係者へのヒアリング	必要に応じ調査委員会を設置	調査委員会の設置 全学へ危機の通報 被害者の相談窓口を設置
	危機対策本部の設置の検討 報道発表の検討	

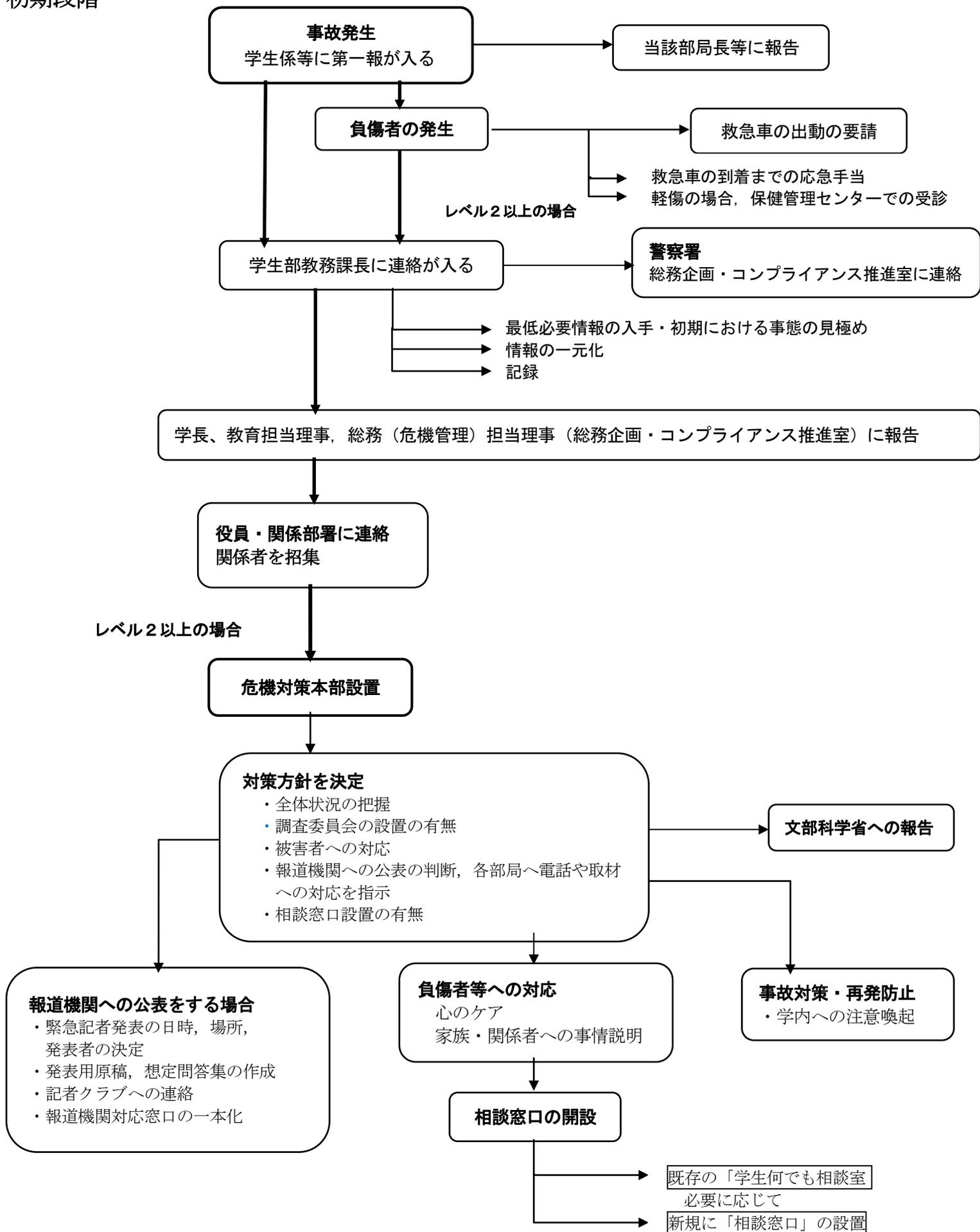
別表 2

実験中の事故時の対応

名 称	構 成 員	
危機対策本部	本部長：学長 副本部長：理事（教育担当） 本 部 員：理事（総務担当【危機管理担当】）、関係部局長、事務局担当部課長、関係部局事務（部・課）長、その他必要と認められる者	
調査委員会	関係部局長、関係部局の事務（部）長、関係部局の教員、その他必要と認められる者 （学生部、施設部等）	
被害者相談窓口	関係部局事務（部・課）長、 産業医、安全衛生担当者 その他必要と認められる者	
連絡調整窓口（学内対応）	学生部教務課長	
学外担当窓口	報道機関対応	調整窓口：広報室長 問い合わせ対応：教務課長
	文部科学省等対応	学生部長又は教務課長

実験中の事故発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、今後の大学としての対応策を発表、再発防止に努める姿勢を明らかにし、信頼回復を図る。

II 学生に係る危機への対応

3. 課外活動中の重大な事故

事例：対外試合の為にマイクロバスで遠征していたSサークルの部員達は、高速道路走行中にトラックに追突され、乗っていたマイクロバスが大破したと警察から大学に連絡が入った。

(1) 初期対応

①情報収集

学生部職員は、事故の経過と被害状況、搬送先の病院など可能な限りの情報を収集、整理します。

②被害状況の把握

警察、消防署等関係部署と連絡を密にし、負傷者の所属、氏名等被害状況の把握を行います。また、必要な場合には事故現場や病院等の現場に直ちに職員を派遣し、対応に当たさせます。

(2) 連絡体制等

①連絡系統

事故発生時の第一報を受けた職員は、その内容を上司に報告するとともに、直ちに学生生活課長（連絡調整窓口）に報告します。学生生活課の職員は、サークルの顧問教員に連絡するとともに上司（部課長等）に報告します。

部課長は、事故の状況を確認し、理事（教育担当）及び総務企画・コンプライアンス推進室に連絡します。

理事（教育担当）は、学長へ報告します。

また、被害学生の氏名・所属が分かり次第、当該部局の危機管理員（部局長）へ連絡します。

②連絡調整窓口

事故への対応状況等全ての情報は、学生生活課長に集約し、学内の連絡調整窓口として機能します。

③保護者等の関係者への連絡

被害学生の所属する部局を通じて、保護者等の関係者に事故の状況や本人の状況、搬送先や大学の対応について連絡します。

(3) 事故への対処等

①危機管理レベルの判定（別表1参照）

学長は、危機管理員、関係部局長、関係事務局部課長を招集し、危機管理レベル判定を行い、今後の対処方針（危機対策本部の設置など）を検討します。

②危機対策本部の設置

学長は、危機管理レベル等により事故の対処のため必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

※ 構成員（別表2参照）

③部局等への対応指示

学長は、被害者や被害者の保護者等への対応について、関係部局へ適切な指示を行います。また、保護者等が現地へ行かなければならない場合は、迅速に対応します。

(4) 学外対応

①被害者等への対応

負傷した学生及びその家族等の関係者への見舞い等の対応は、原則として当該学生の所属する部局長、部の顧問教員が行うこととするが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応について検討します。

②学外への公表等

事故の発生について、必要に応じHPやメディアにより学外へ公表します。
報道機関から取材要請等がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。
報道機関への連絡調整は広報室長が、学外からの問い合わせへの対応は学生生活課長が行います。

③文部科学省への報告

学生部長又は学生生活課長は事故の概要を文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

①被害者等への対応

負傷した学生や周囲でショックを受けている学生がいた場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に対応を依頼する等、連携を図りながら心のケアを行います。
また、必要に応じて相談窓口を設置して、被害者の対応にあたります。

②学生・職員への周知

事件の経過を記した文書の掲示等を通じて、学友会関係者や部・サークル代表者、顧問教員等に周知します。

③再発防止策の検討

旅行経路、現地の交通事情、交通機関等の点検を行い、緊急連絡体制・医療体制の点検、保護者の理解の徹底等、万一の事故発生に備えます。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
事故により，負傷した学生はいない。無事が確認された。	事故により，軽傷を負った学生が少数いることが判明。	事故により，多数の学生が負傷する等深刻な事態を招くことが判明。
関係者への連絡，報告	総務企画・コンプライアンス推進室，学生部等による協議	総務企画・コンプライアンス推進室，学生部等による協議 被害者の相談窓口を設置
	危機対策本部の設置を検討 公表（HP，メディア等）の検討	

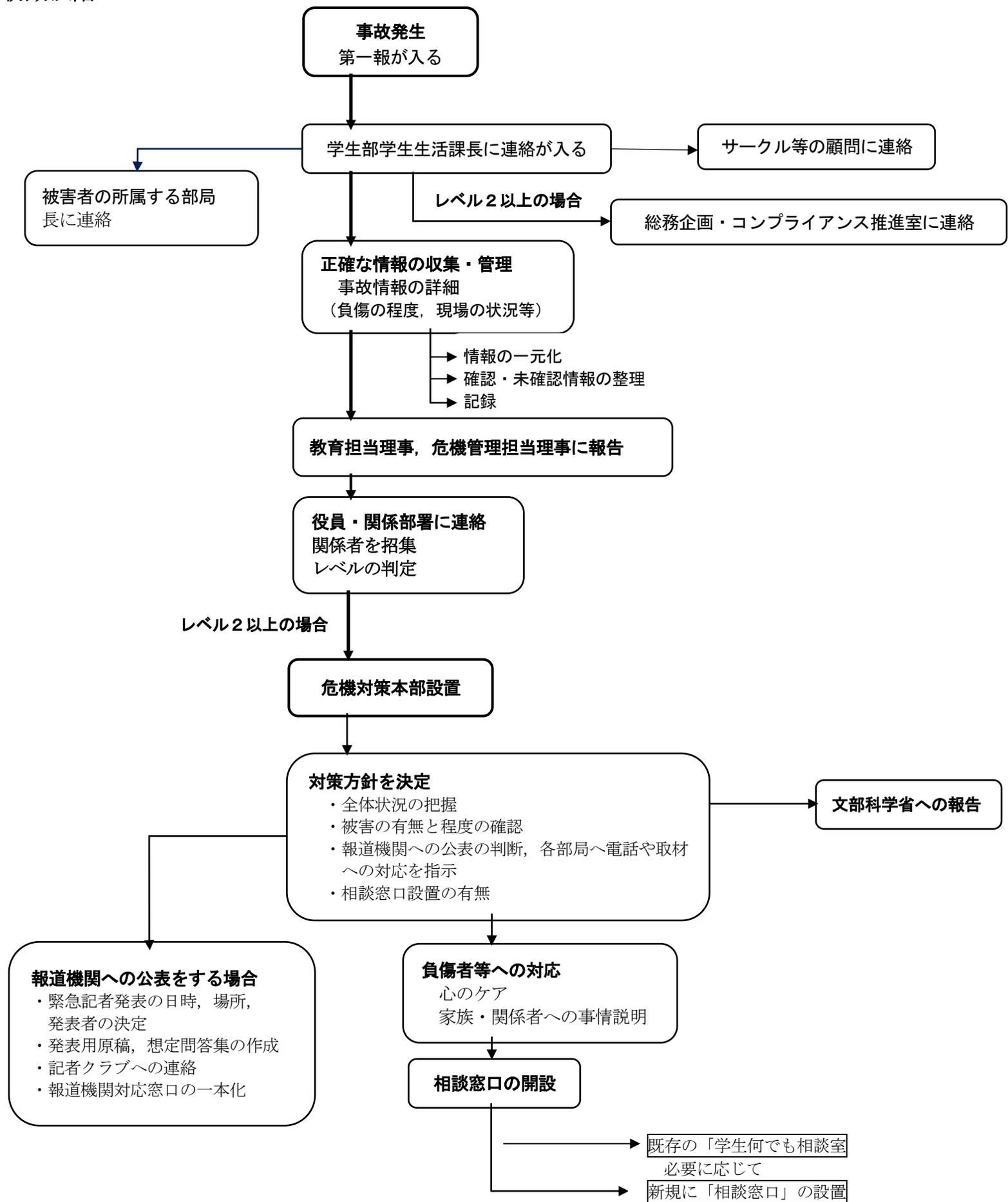
別表 2

課外活動中の事故時の対応

名 称	構 成 員	
危機対策本部	本部長：学長 副本部長：理事（教育担当） 本部長員：理事（危機管理担当），関係部局長，部の顧問教員，関係部局の学生生活委員会委員，学生部長，学生生活課長，関係部局事務（部・課）長，その他必要と認められる者	
被害者相談窓口	関係部局事務（部）長 産業医，安全衛生担当者 その他必要と認められる者	
連絡調整窓口（学内対応）	学生部学生生活課長	
学外担当窓口	報道機関対応	調整窓口：広報室長 問い合わせ対応：学生生活課長
	文部科学省等対応	学生部長又は学生生活課長

課外活動中の事故発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、できる限りの対応をしたのか検証を行い、必要があれば検証結果を踏まえて以後の対応に反映させる。

II 学生に係る危機への対応

4. 公共交通機関等による重大事故

事例：通学時間帯に中央駅前で信号待ちのために停車していた市電に、暴走したトラックが突っ込んだ。そのため、市電は横倒しになり、乗っていた乗客に多数の負傷者が出た。負傷した乗客の中には、本学の学生も多数含まれていたため、警察から大学に連絡が入った。

(1) 初期対応

① 状況把握

連絡を受けた学生部職員は、事故の経過と被害状況、負傷者の氏名・所属・搬送先の病院などの情報を、関係機関（警察、消防署、病院等）から収集、整理し、集めた情報を直ちに学生部学生生活課長へ報告します。また、学生生活課長は、必要に応じて学生部職員を現場に急行させ被害状況を確認させます。

② 危機管理レベルの判定（別表 1 参照）

事故の連絡を受けた学生部学生生活課長は、速やかに理事（教育担当）に報告するとともに、関係者を招集し、危機レベルの判定を行い、今後の対応（危機対策本部の設置など）を検討します。

(2) 連絡体制

① 連絡系統

第一報を受けた職員は、その内容を上司に報告するとともに、直ちに学生生活課長（連絡調整窓口）に連絡します。その後も、全ての情報を学生生活課長へ連絡します。

連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（教育担当）に報告を行います。また、被害学生の氏名・所属が判り次第、当該部局の危機管理員（部局長）へ連絡します。なお、負傷者が出ているなど危機レベル 2 以上と判断された場合には、学生生活課長は総務企画・コンプライアンス推進室にも連絡を行います。

② 保護者等の関係者への連絡

学生生活課長は被害学生の所属する関係部署を通じて、保護者等の関係者に事故の状況や本人の状態、搬送先や大学の対応について連絡、説明します。

(3) 対策本部

① 構成員・指揮命令系統（別表 2 参照）

緊急対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表 2 のとおりとします。

② 被害状況の把握

警察、消防署、病院等関係部署と連絡を密にし、負傷者の有無、程度等被害状況の把握を行います。また、必要な場合には事故現場や病院等に直ちに職員を派遣し、対応に当たさせます。

③ 部局等へ対応の指示

緊急対策本部は、被害者や被害者の保護者等への対応について、関係部局と連絡を取りながら指示を行います。

(4) 学外対応

① 被害者等への対応

負傷した学生及びその家族等の関係者への見舞い等の対応は、原則として当該学生の所属する部局長や学科長、指導教員等が行うこととしますが、状況に応じて、緊急対策本部と調整を行い対応を検討します。

② 報道機関等への対応

報道機関等外部機関との連絡調整は広報室長、問い合わせへの対応は学生生活課長が行います。

また、報道機関への説明が必要な場合や多数の報道機関から取材要請がある場合には、緊急対策本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。

③ 文部科学省への報告

理事（教育担当）の指示により、学生部長又は学生生活課長は事故の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策

① 被害者への対応

負傷した学生や周囲でショックを受けている学生がいた場合、精神科医やカウンセラー等の専門家に対応を依頼する等、連携を図りながら心のケアを行います。

また、必要に応じて相談窓口を設置して、被害者の対応にあたります。

② 復学に際しての配慮

学生が復学する際には、できるだけスムーズに復学できるようなケアを行います。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>事故の可能性があると情報が 入った。</p> <p>問い合わせがない状態</p>	<p>事故の発生の事実が確認され た。</p> <p>負傷者の数と負傷の程度が深 刻な事態を招くものではない。</p> <p>学生または保護者，学外者か らの問い合わせが少数である。</p> <p>報道機関から事故の事実につ いて照会又は取材の申し込みが あった。</p>	<p>事故の発生の事実が確認され た。</p> <p>負傷者の数や負傷の程度が深 刻な事態を招くことが判明 (負傷者・死者の数，負傷の 程度等)</p> <p>負傷の程度は深刻な事態を招 くほどではないが，負傷者が多 数である。</p> <p>学生または保護者，学外者か ら問い合わせの電話又はメール が多数届いた。</p> <p>報道機関から事故の事実につ いて照会又は取材の申し込みが殺 到している。</p>
<p>報道機関，ニュース等による 情報の収集</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p>	<p>緊急対策本部の設置</p> <p>被害者相談窓口を設置</p>

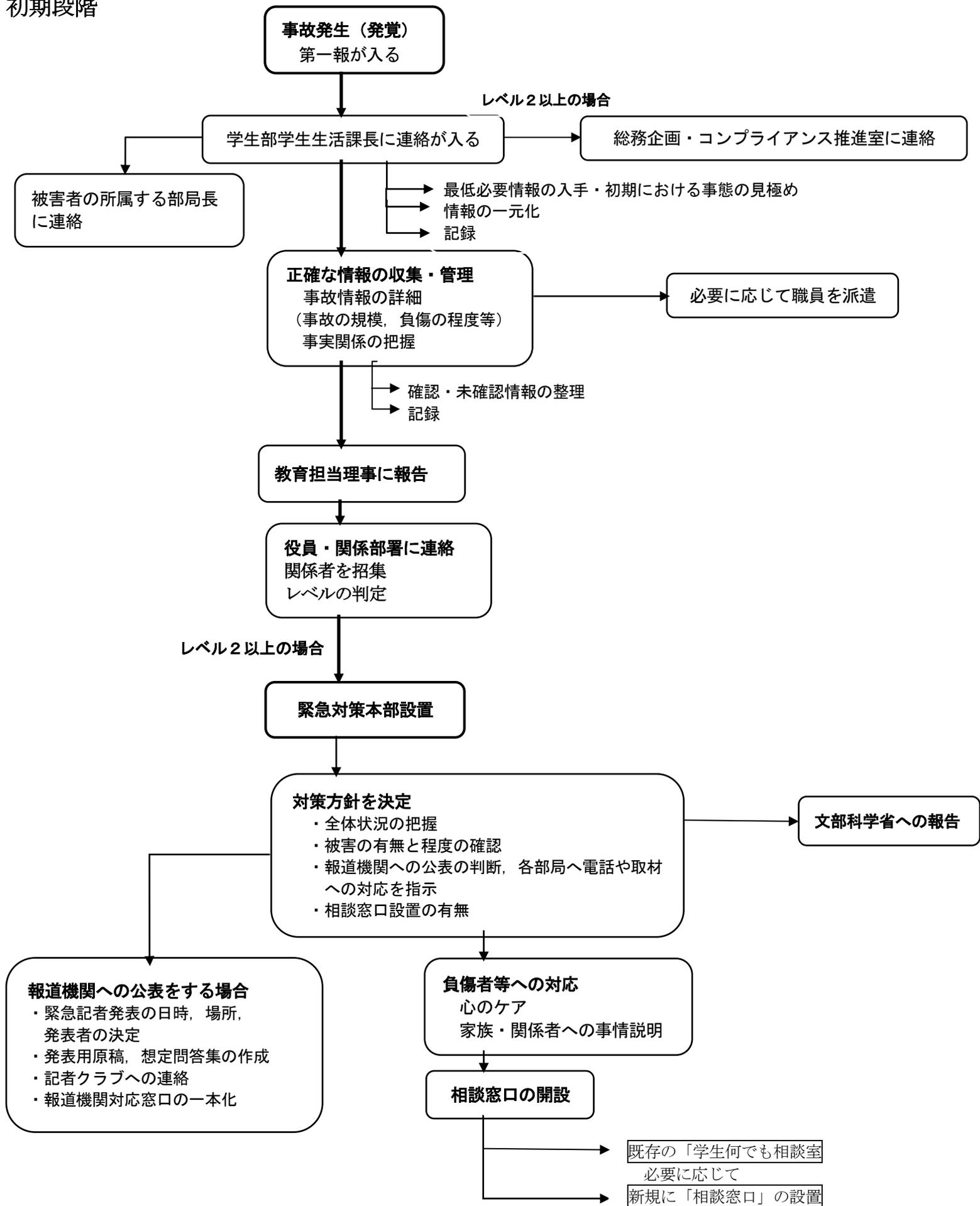
別表 2

公共交通機関等による重大事故時の対応

名 称	構 成 員	
緊急対策本部	<p>学 長</p> <p>副本部長：理事（教育担当）</p> <p>本 部 員：関係部局長，関係部局の学生生活委員会委員， 事務局関係部課長，関係部局事務（部・課） 長，その他必要と認められる者</p>	
被害者相談窓口	<p>学生生活課長，関係部局事務（部・課）長， 産業医，安全衛生担当者</p> <p>その他必要と認められる者</p>	
連絡調整窓口（学内対応）	<p>総務部総務課長，学生部学生生活課長</p>	
	報道機関対応	調整窓口：広報室長 問い合わせ先：学生生活課長
	文部科学省等対応	学生部長又は学生生活課長

公共交通機関等による重大事故発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、できる限りの対応をしたのか検証を行い、必要があれば検証結果を踏まえて以後の対応に反映させる。

II 学生に係る危機への対応

5. 学生による重大な犯罪

事例：複数の学生が公園で大騒ぎをしていたところ、公園にいた男性に咎められたのに腹を立て、学生達は集団でその男性に対して殴る蹴る等の暴行を行った。

(1) 初期対応

①情報収集

学生部職員は、事件についての情報を関係機関（警察、消防署、病院等）から収集、整理します。

- ・ 事件の発生状況（いつ、どこで、誰が（所属の学部を含む）、何を、なぜ、どうした）
- ・ 被害者の状況（怪我の状況、搬送先病院等）

(2) 連絡体制

①連絡系統

事件の第一報を受けた職員は、その内容を上司に報告するとともに、学生生活課の職員に連絡します。学生部の部課長は、事件の状況を確認し、理事（教育担当）及び総務企画・コンプライアンス推進室に連絡します。

理事（教育担当）、学長へ報告します。

また、加害学生の氏名・所属が分かり次第、当該所属部局の危機管理員（部局長）、事務（部）長へ連絡します。

②連絡調整窓口

事件への対応状況等全ての情報は、学生生活課長に集約し、学内の連絡調整窓口として機能します。

③保護者への連絡

加害学生の所属する部局を通じて、学生の保護者へ連絡を行います。

(3) 事件への対処等

①危機管理レベル判定（別表1参照）

学長は、教育担当理事、関係部局の危機管理員、総務企画・コンプライアンス推進室他関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対処方針（危機対策本部設置など）を検討します。

②危機対策本部の設置

学長は、危機管理レベル等により、事件の対処のため必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

構成員・指揮命令系統（別表2参照）

③部局等への対応指示

学長は、被害者への対応を含めた今後対応について、関係部局へ適切な指示を行います。

(4) 学外対応

①被害者等への対応

被害者及びその家族への見舞い・謝罪等の対応及び学生の保護者や関係機関（警察・消防・病院等）への対応は、原則として加害学生の所属する部局が行うこととしますが、状況に応じて、大学本部と調整を行い対応について検討します。

②学外への公表等

事件の発生について、必要に応じHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関からの取材要請等がある場合には、大学本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。報道機関との連絡調整は広報室長、外部からの問い合わせへの対応は学生生活課長が行います。

③文部科学省への報告

学生部長又は学生生活課長は事件の概要を文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

①学生・教職員への対応

学生・教職員に対し、事件の経過を記した文書の配布や掲示等により事件の再発防止のための注意喚起を図ります。また、再発防止のための対応策について、検討します。

②当該学生の処分の決定

学長は、事件を起こした当該学生に対し、学則等の規則に基づく処分を決定します。

③大学の信頼回復

事態の収束後、大学としての再発防止のための対応策を発表し、社会における信頼回復を図ります。

別表 1

レベル表

レベル1	レベル2	レベル3
学生の事件への関与が疑われる。	学生が警察から任意同行を求められ、事情聴取されている。	学生が逮捕された。
関係者への連絡、報告	総務企画・コンプライアンス推進室、学生部等による協議	総務企画・コンプライアンス推進室、学生部等による協議
	危機対策本部の設置を検討 公表（HP、メディア）の検討	

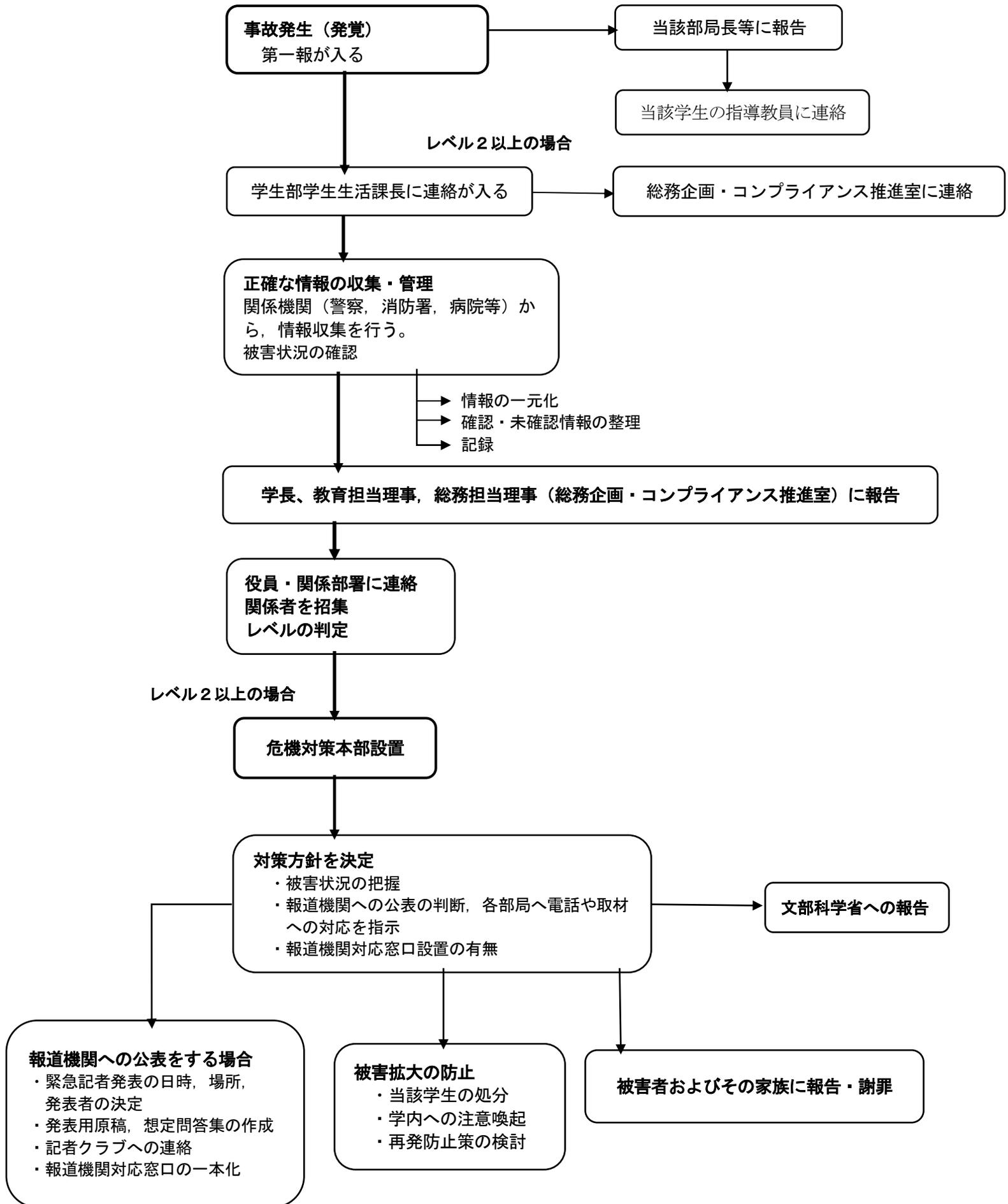
別表 2

不審者侵入時の対応

名 称	構 成 員	
危機対策本部	本部長：学長 副本部長：理事（教育担当） 本部長：理事（総務担当）、関係部局長、学生部長、 学生生活課長、関係部局事務（部・課）長、 その他必要と認められる者	
連絡調整窓口（学内対応）	学生部学生生活課長	
学外担当窓口	報道機関対応	調整窓口：広報室長 問い合わせ対応：学生生活課長
	文部科学省等対応	学生部長又は学生生活課長

学生による犯罪発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、今後の大学としての対応策を発表、再発防止に努める姿勢を明らかにし、信頼回復を図る。

Ⅱ 学生に係る危機への対応

6. 大学祭での食中毒

事例：「鹿大祭」の期間中、模擬店で食事をした学生が下痢、嘔吐に襲われ病院へ搬送され、入院した。その後、新たに複数の学生達が同様の症状を訴えて病院で診察を受け、全員が食中毒による体調悪化と診断された。

(1) 初期対応

①中止等の措置

食中毒発生の可能性が指摘された場合には、食品を扱う模擬店の販売を全て中止させるなど、事態の拡大を防ぐために必要な措置を講じ、直ちに、保健所へ連絡します。

②被害状況の確認

症状を発症した学生以外にも、同様の症状を訴える者がいないかについての早急に確認を行います。軽症であってもこれらの症状を訴える者がいた場合には、すぐに病院で受診するように指導します。

また、学外者にも同様の症状を訴える者がいないかをHP等を通じて呼びかけるなどして、被害状況の確認に努めます。

③学友会責任者及び模擬店責任者への対応

学友会責任者及び各模擬店の責任者に対し、食中毒発生の情報と模擬店の中止の措置について了解をとり、今後の対応等について説明します。

(2) 連絡体制等

①連絡系統

第一報を受けた職員は、学生生活課の職員に連絡します。学生部の部課長は、状況を確認し、学友会責任者及び各模擬店の責任者に対応の説明及び保健所へ連絡するとともに、理事（教育担当）及び総務企画・コンプライアンス推進室に報告を行います。

理事（教育担当）は学長へ報告します。

②連絡調整窓口

事案への対応状況等全ての情報は、学生生活課長に集約し、学内の連絡調整窓口として機能します。

③保健所、警察、消防署等への連絡

緊急に保健所、警察、消防署等へ通報する必要がある場合には事務局の事前の了承を要しないこととし、事後に報告を行う。

④教職員への連絡

教職員・学生に対しては、学生生活課から食中毒の発生を通知し、体調の異変等が生じている場合には、速やかに医療機関を受診するように勧め、被害の拡大を防ぎます。

⑤被害者等の関係者への連絡

被害学生が所属する部局を通じて、学生の家族・関係者に連絡を行います。また、被害が学外者に及んでいる場合には、学生生活課が連絡を行います。

(3) 事故への対処等

①危機管理レベルの判定（別表1参照）

学長は、教育担当理事、総務企画・コンプライアンス推進室他関係者を**招集**し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対処方針（危機対策本部設置など）を検討します。

②危機対策本部の設置

学長は、危機レベル等により、事故の対処のため必要と判断するときは、危機対策本部を設置します。

※構成員（別表2参照）

③調査委員会の設置

事故の状況を踏まえ、必要に応じて調査委員会を設置し、原因の特定や問題点を検討するとともに、再発防止策等を取りまとめます。

調査にあたっては、保健所、病院等の関係機関から情報を収集するとともに、症状を発症した学生の周辺の関係者から事情を聞くなどして、食中毒の原因と予想される模擬店を特定し、食中毒が発生するに至った経緯や発生の状況などについて、当該模擬店の関係者から事情を聴取します。

※構成員（別表2参照）

(4) 学外対応

①被害者等への対応

被害学生やその家族への見舞い・謝罪等の対応は、食中毒発生の原因となった模擬店が特定された場合においては、その模擬店を運営していたサークルの指導教員が行うこととしますが、原因が特定されていない場合や学外者に被害が出ている場合は学生生活課長が対応を行います。また、状況に応じて、大学本部と調整を行い、対応を検討します。

②学外への公表等

事故の発生について、必要に応じHPやメディアにより学外へ公表します。

報道機関からの取材要請等がある場合には、大学本部等と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。報道機関との連絡調整は広報室長、外部からの問い合わせへの対応は学生生活課長が行います。

③保健所・文部科学省への報告

学生部長又は学生生活課長は事件の概要を保健所・文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

④市民からの問い合わせへの対応

学外者に被害が発生した場合、連絡調整窓口が被害者からの問い合わせに対応します。

(5) 事後対策・再発防止

①原因の究明と再発防止策の検討

食中毒の発生について、関係機関の原因究明に協力し、食中毒に関わる情報を正確に確認するとともに、食中毒の原因や問題点を調査究明します。

原因の特定の後には、その内容を大学祭の運営に関わる学友会関係者や模擬店を運営するサークルの代表者、顧問教員等に対し、食中毒発生の状況とその予防法について必要な知識の指導と、食中毒発生による一般市民や大学への迷惑、今後の大学祭に与える影響等について理解させるための講習会を行うなど、再発防止の為に

II 学生に係る危機への対応

6. 大学祭での食中毒

必要な知識の指導と周知を行います。

②大学の信頼回復

事態の収束後、状況報告書を作成し、全学学生生活委員会並びに学友会運営協議会に提出して、大学としての再発防止のための対応策の確認を行います。

その後、対応策を発表し、社会における信頼回復を図ります。

別表 1

レベル表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
学生に食中毒が疑われる症状がある。	複数の学生が食中毒を発症したが、軽傷である。 被害が学内に限定されている。	多数の学生が食中毒を発症し、入院した者もいる。 被害が学外者にも及んでいる。
総務企画・コンプライアンス推進室、学生部等による協議	必要に応じて、調査委員会を設置 被害者の相談窓口の設置	調査委員会の設置 被害者の相談窓口の設置
	危機対策本部の設置を検討 報道発表の検討	

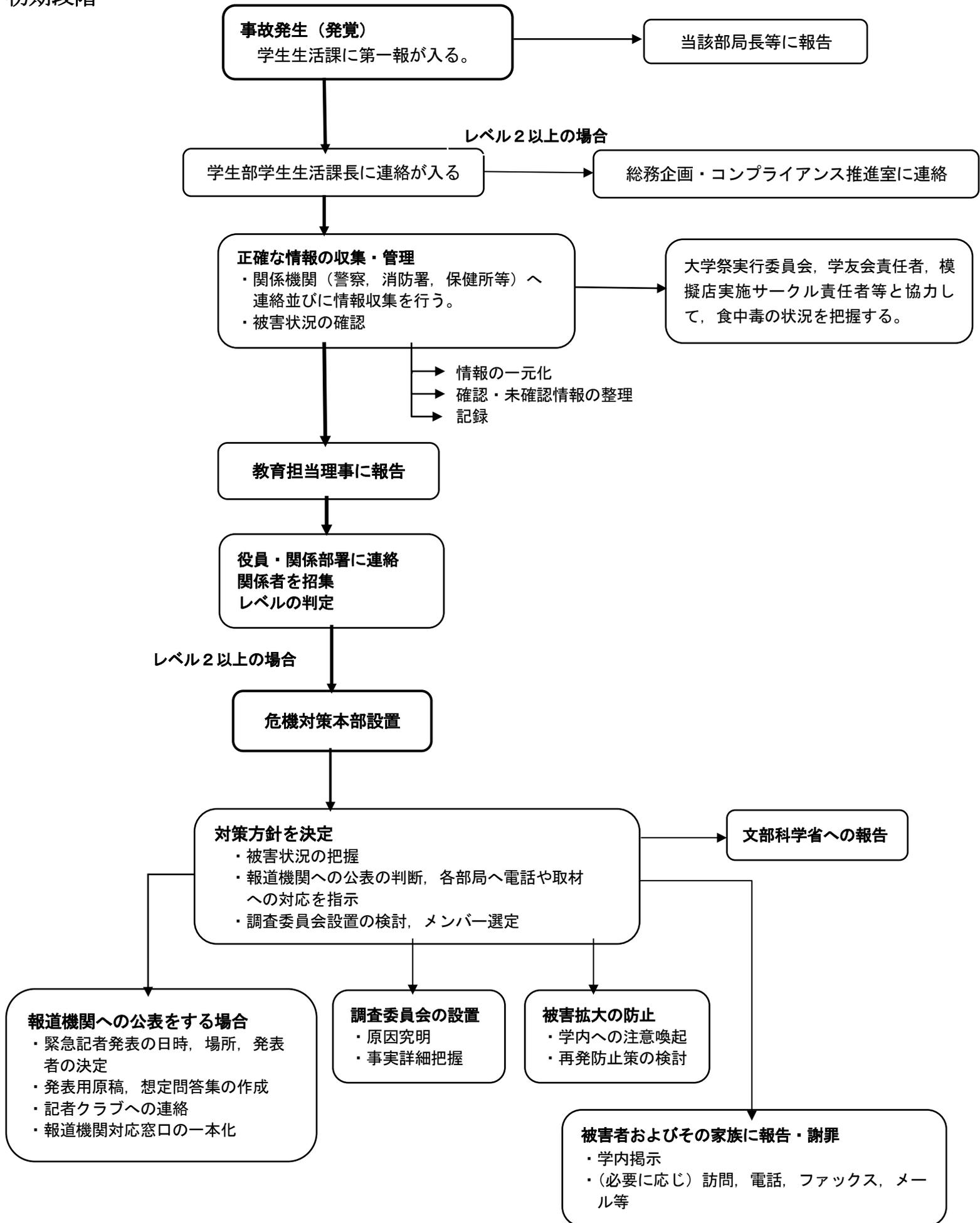
別表 2

大学祭での食中毒の発生時の対応

名 称	構 成 員	
危機対策本部	本 部 長：学長 副本部長：理事（教育担当） 本 部 員：理事（総務担当）、学生部長、学生生活課長、事務局関係部課長 その他必要と認められる者	
調査委員会	学生生活課長、 サークル指導教員、学生生活委員会委員 産業医、安全衛生担当者 その他必要と認められる者	
被害者相談窓口	学生生活課長、 関係部局事務（部・課）長、	
連絡調整窓口（学内対応）	学生部学生生活課長	
学外担当窓口	報道機関対応	連絡調整：広報室長 問合せ対応：学生生活課長
	文部科学省等対応	学生部長又は学生生活課長

大学祭での食中毒発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、今後の大学としての対応策を発表、再発防止に努める姿勢を明らかにし、信頼回復を図る。